生活物資購入対策

答問 至っていない検討してきたが結論を得るにガソリンスタンド対策の検討経過は

ちをかけてきた。 タンク改修問題が追い打 需要の減少に加え、 過疎高齢化、 建設業の衰退など 低燃費車 地下

通しが立たないことが一

しても、その後の経営見

改修費用を確保したと

である。 て欠かせない生活必需品 油の確保も暖房燃料とし するのは危険であり、 国道を給油のために移動 高齢者は交通量の多い 灯

る。 体制への要望があったと 舗もなくなることにな 末には大杉地区には1 鎖となり、 でガソリンスタンドが閉 域にありながら、 ^級号など地の利を得た地 大豊一C、 農協総代会でも供給 平成27年2月 国道32号 相次い 店

望が寄せられたと思う 取り組みの経過は。

> い。 結論を得るに至っていな で、種々検討してきたが で、種々検討してきたが番大きな問題とのこと

> > 購 援、移

前野由和議員

者が困った。 売店が閉店となり、 先頃には生鮮食料品販 利用

をみると、子どもの支 現在日常品購入の実態

である。

住民福祉の増進

段を確保する住民の問題

るが、

物資購入は生活手

営業は事業者の行為であ

店も成り立たなくなって

各商店が競合し、

どの

いくことも予想される。

まである。

の根幹をなすことであ

に努めることは町の責務



いる。

ービス利用などさまざ 、個別配送、宅配炒動販売利用、共同 組むか。 Ŋ 住民の 暮らしを支え

たって取り組んでいく。 仕事であるという視点に る。

前野由和議員

る対策にどのように取り

題点も懸念されている。 とのずれがあるなどの問

第6次介護保険計画策

治体に課せられた最大の 取り組みの核として商工 会が日常的に活動してい 岩﨑憲郎町長 商工業における地域の 住民福祉の向上は自 今後とも意見を伺

段階までには至っていなめているが内容が固まる 定に向けて取り組みを進

が、 がなく病床数も少なく するのか。 類しサービス内容を集約 地域を4種類の区域に分 内容となっている。 ては削減命令まで出せる 特に公的医療機関に対し が、その影響は大きく、 画は県が策定実施する 町外の医療機関を利用し することもいわれている ている方が多い。 町内には全ての診療科 本町は何区域に該当 医療計 また

による地域医療構想

必要な医療、介護の確保が必要策定に当たって町の実情を反映させよ

医療·介護総合推進法改正

ことが必要と考えるが。 過程において町の実情を わる問題であり、 しっかりと伝え反映する 住民の健康と命にかか 県策定

岩﨑憲郎町長

計画を策定し実施する内法律改正を受けて県が 容であり、 現時点では明

として体制整備を図って 平成25年6月25日「医 。両者一体のもの護総合法」が公布 利用 ている。 の内容は 画策定に向けて検討に 成27年度からの第6次計 入っていると思うが、 介護保険は、 そ <u>\\ \\ \</u>

療・介護総合法」

前野由和議員

岩﨑憲郎町長

と供給両面から削減を

いくとのことだが、

えた取り組みが計画され平成30年完全実施を見据 図っていく内容になって 供給削減は医師数 病床規制が図られ、 が、提供できるサービスていかなければならない 可能な制度として運用し 障する制度であり、 医療や介護を社会で保 持続

と利用者が望むサー へ通勤している町民に 特に仕事で高知市内等

るか。 いことはないと思うが、交付事務が本庁でできな 直職員が行うつもりはあ 今後本庁で交付事務を日 いセンターでできていた

岩﨑憲郎町長

が 法があり、その方法に いて検討し周知を行う。 現在、 日直職員による

郵送などによる交付の方 窓口業務は行っていない 住民のニーズにより

緊急時 σ 対応

答 設の計画はしていない 一条備に補助金交付制度の創設を 人整備に補助金交付制度の創設を ロッポートの増設計画と地域や個

三谷幸一郎議員

少ない、今後増設整備す うですか」と助言された。 等の数が少ないですよ 域や個人が整備する場合 る予定はあるか、 もっと増設整備. 町村に比べてヘリポ からは「大豊町は他の市 町内にはヘリポ 大阪航空局の担当職員 したらど

考えはないか。 に補助事業制度の創設の

ド、旧西峰小学交ブラッ旧大豊小学校グラウン 大豊中学校グラウンド、対応離着陸場として、旧 のは、 土居、天坪の4カ所と、 トとして整備されている 現在、 町内にヘリポ 南、 トに類する防災 西峰、 \Box 東

前野由和議員

岩﨑憲郎町長

施設改修費支援など要

もあるが、 必要な医療、らかになっていない部分

介護が確保できる制度と しての運用に努める。

治的中立の確保が図られ会に留保されており、政的な執行権限は教育委員

織編成、

教育課程、

学習

とっては、

各種証明書類

生徒指導及び職業

等の交付を受ける場合に

平日に半日なり1日

異議申し立て、 事項の決定、請願、

学校の組 訴訟、

教育委員会制度改正

る。

首長と教育委員会が協

執行に当たることが可能になる育施策の方向性を共有し、一致して国教育委員会は引き続き執行機関、教団 何が変わり何が変わらないのか

答問

前野由和議員

正後も残った。

る。

を共有し、一致して執行 両者が教育施策の方向性 議・調整することにより、

前野由和議員

定めるなどである。 指導に関する一般方針

に当たることが可能にな

なる。 は、 部を改正する法律が、 るのか。 り現体制が続くことにな り委員長のポストがなく 成27年4月1日施行さ び運営に関する法律の一 地方教育行政の組織及 経過措置が適用にな 教育長の身分が変わ 現在の教育長任期 ग

岩﨑憲郎町長

現体制となる。 経過措置が適用となり

前野由和議員

統制 基本理念について、 般行政からの独立・政 教育委員会制度成立と 中央集権ではなく 民意の反映 国家

前野由和議員

希求する人間の育成を期

するにあるという教育の

勤務している。そこで日 土日祝日であっても毎日

直職員が、

各種証明書類

厳を重んじ信義と平和を教育委員会が個人の尊

がある。

本庁には日直職員が、

ず「非常に不便になって 仕事を休まなくてはなら

-ビス低下だ」との声

教育委員会の権限に属

が、 定が義務付けられている を参酌して、教育大綱制 国の教育振興基本計画 その捉え方は。

岩﨑憲郎町長

にか。

に委任している事務はな する事務の一部を教育長

定を基本に据えて子ども

にはできないか、

ふれあ

等の交付事務を行うよう

能するよう条例・規則制 目的を達成するために機

となるよう要望する。 たちの願いを届ける機関

松髙俊二教育委員長

議会の議決を経るべき

ಶ್ 基本的な計画を策定す 興のための施策に関する の実情に応じ、教育の振 的な計画を参酌し、 本的な方針など国の基本 教育の目標や施策の根 本町

前野由和議員

どうあるべきと認識して と教育委員会との関係は 総合教育会議及び首長

池添修一教育長

治的中立を確保すること る制度と. 議

総合会議で首長と協 最終

調整は行うが、

答 問 日直職員に窓口業務を 住民のニーズにより郵送などのきないか 方法を検討する

三谷幸一郎 議員 行っていたが、 証明書類等の交付事務を 土日祝日でも各種 閉鎖後は

総合ふれあいセンタ



る

類等の交付事務は行って 町内では全く各種証明書

なく不便だとの声

あ

型影